

岡山市連合町内会は、平成30年度事業計画を次のとおり定める。

岡山市学区・地区連合町内会は、包括的な住民自治組織であり地方分権型社会の究極の基盤である。平穏で安らぎのある良好な地域社会の維持及び形成に向け、さら地域活動を推進し、行政との協働による魅力溢れる「まちづくり」を推進し、定都市岡山の発展に寄与しているところである。

このため、安全・安心ネットワークの代表者を、岡山市学区・地区連合町内会に定めることが有効適切な活動の推進につながるものであり、当会が創立以来実施し、寧な地域社会の構築に向けた地域の実情に即した運動を引き続き展開していく。

先の東日本大震災等の自然災害を教訓として、地域の実情に即した防災対策と会組織率の向上に可及的速やかに取組むことが肝要であり急務である。このほか、住民が安心して暮らせるコミュニティづくりや犯罪のない岡山市の実現に寄与するに努める。

また、姉妹提携や友好提携を結んだ自治会、組織をはじめ、他の住民自治組織により、課題の共有と解決に向けての意見交換に努める。具体的には次の事業を推

1 岡山市連合町内会の組織としての取組み

① 岡山市連合町内会の地位の向上

「市民憲章」を尊重し、地域を束ねるリーダーとしての自覚をもち、「平穏である地域社会」「思いやりと譲り合いの心を育む地域社会」の構築と、地縁組織としての役割を果たすべく全市的な視野での情報交換や広報活動を展開すると行政等との協働による課題解決のために、必要に応じて関係機関と折衝する。

② 魅力溢れる「まちづくり」や大型イベントへの参画

岡山県、岡山市等の各種審議会等へ委員を派遣し、住民生活に直結する諸問題に包括的住民自治組織の代表として、意見を開陳するとともに、岡山市区づくり推進委員会委員としても積極的に取組み、区制による都市内分権型社会の推進に向けて役割を担う。民意を反映するのは町内会（自治会）であるとの自覚をもって活動する。

③ 会員の資質向上についての取組み

地域を統括、調整するリーダーとしての見聞を広めるため時宜を得たテーマに、都市の行政や住民自治組織の活動状況等の視察を行うとともに、地域住民の多様に的確に対応できるよう研鑽に努める。

④ 市長、市担当部局との懇談

地域課題の解決に向けて、行政と意見交換を行い、町内会と行政との相互理解関係のより一層の充実を図る。

⑤ 産学官及び各種団体との交流・連携

幅広い視野から地域づくりのリーダーとしての活動を行うため、行政、産業界及びボランティア組織などの各種団体との交流、連携を推進する。

⑥ 他自治会との協調

姉妹交流提携及び友好交流提携を結んでいる自治会や組織の他、全国自治会連岡山県自治会連合会加盟をはじめとする他の自治会との絆を深めるとともに課題解決に向けての意見交換に努める。

⑦ 広報活動の充実と市民情報化の推進

岡山市連合町内会会報を発行し、当会の事業活動の広報に努める。

また、ICT推進専門委員会を核として、市民情報化及び電子町内会の拡大推進

③ 町内会、自治会への加入促進活動

昨今、町内会等への加入率が、やや低下傾向に推移していることに鑑み、魅力ある町内会活動をホームページ等に紹介するとともに、他団体との連携により未加入者への加入促進活動を促す。

④ 岡山市町内会長等懇談会の開催と各区連絡協議会等との連携強化

当会の活動状況等を広く広報し、岡山市内の町内会役員等との情報交換及び、相互の理解と連携を深めるために岡山市町内会長等懇談会を開催するとともに、各区連絡協議会等の活動支援を行う。

⑤ 各種専門部会の活動強化

当会の中に設置されている各種の専門部会の活動をより活発化させ、課題解決のために、岡山市連合町内会の考えとして発信する。

⑥ 顕彰の実施

会長表彰・感謝状贈呈の他、叙勲、総務大臣、全国自治会連合会会長表彰、岡山市有功表彰、県知事表彰及び市長表彰等の顕彰制度に幅広く推薦を行い、功績を讃える。平成22年度創設した「れんげ賞」も継続する。

2 行政と連携したまちづくりの取組み

① 子ども・子育て支援

地域の実情に合った保育や教育について、スピード感を持ってサービスが提供されるよう、積極的に行政への申し入れを行う。

② 防災・防犯活動

防災訓練を各地域で積極的に実施するとともに、地域の防災対策を熟知した町内会において災害時の避難場所への誘導法や安否確認方法について情報を共有し、災害被害を軽減する対策を検討する。また、高齢者に対する特殊詐欺等、防犯に対応する活動を検討する。

③ 交通対策

交通の拠点都市である岡山市の公共交通のあり方について、地域の代表として積極的に意見を出しながら、人にやさしい交通のあり方を考え、地域における交通安全のための各種活動に幅広く取り組んでいく。

④ 男女共同参画社会の推進

女性が町内会の役員として活動しやすい環境づくりについて男女共同参画専門部会において検討する。

⑤ 協働のまちづくり条例の推進

地域の実情を把握している学区・地区連合町内会が、地域内で行っているE S D活動等の地域活性化や課題解決への活動について、行政等と協力して支援を行う。

3 その他

① 「市民憲章」を当会発行の印刷物等に掲載し普及を図る。

② 年度中途において、事業活動に繰入れるべき案件が生じた場合は、協議の上執行する。緊急を要する場合は持回り会議等において対処し、次回の理事会等へ報告する。